

平成二十九年十一月十四日受領
答 弁 第 一 三 三 号

内閣衆質一九五第一三号

平成二十九年十一月十四日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の核実験による北海道への放射性物質の降下に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出北朝鮮の核実験による北海道への放射性物質の降下に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

お尋ねについては、そのような報道があったことは承知している。

三及び四について

ソウル大学の徐鈞烈教授及び韓国の研究機関の指摘の詳細が明らかではなく、我が国への影響について言及することは差し控えたい。いずれにしても、政府としては、全国のモニタリングポストにおいて継続的に放射線のモニタリングを実施しており、現時点において特別な変化は確認されていないものの、引き続きモニタリング結果を注視してまいりたい。